

三河安城駅連絡通路広告物掲示場における広告物掲出募集要領

三河安城駅連絡通路広告物掲示場における広告物掲出者を募集します。

1 提出期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

原則、1年間の掲出期間です。※必要に応じて更新することができます。

2 場所

安城市三河安城町1丁目（三河安城駅連絡通路）

3 広告物の内容

次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他これに類する事項についての主義又は主張に関するもの
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (9) 射幸心をあおるもの
- (10) その他市長が掲出することを不適當であると認めるもの

4 申請者の申請要件

次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により、市の一般競争入札に参加できないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていること（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていない者を除く。）。
- (3) 市税を滞納していること。
- (4) 申請の時点で、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱（平成5年4月1日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けていること。

- (5) 法令等に違反し、又はそのおそれのある事業若又は行為を行っていること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12第号）による規制を受ける事業を行っていること。
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関する事業を行っていること。
- (8) たばこの製造又は販売に関する事業を行っていること。
- (9) 「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・安城市教育委員会教育長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置の対象となっていること。

5 募集広告物の規格等

募集する広告物の寸法／面積／年間使用料／募集数は次のとおりです。

区分	寸法 (たて×横 単位:m)	面積	年間使用料	募集数
A	1.050×1.210	約 1.27 m ²	年 78,680 円	1 箇所
B	1.050×1.665～1.666	約 1.75 m ²	年 109,100 円	1 3 箇所
D	1.050×1.835	約 1.93 m ²	年 119,590 円	1 箇所

申請者の数が掲示場の掲出箇所を超過するときは、代理抽選により掲出者を決定します。

6 掲出者の責任

掲出者の責任は、以下のとおりです。

- (1) 広告物の内容に関する一切の責任は、掲出者が負うものになります。
- (2) 広告物の作成及び掲出に係る費用は、掲出者の負担になります。

7 申請期間

令和3年2月1日（月）～2月26日（金）（必着）

8 申請方法

申請者は、必要書類を添えて、申請期間内に郵送または持参により提出してください。

9 提出書類

- (1) 三河安城駅連絡通路広告物掲示場使用許可申請書
- (2) 掲出する広告物の意匠、図案等
- (3) 法人登記に係る現在事項全部証明書(個人事業主の場合は、住民票の写し)

10 提出先

安城市役所商工課商業観光係

〒446-8501 安城市桜町18番23号

11 広告物の決定

申請があった場合は、書類審査及び必要がある場合は実態調査等を行い、広告物の掲出が適当と認めるときは、許可の決定をし、三河安城駅連絡通路広告物掲示場使用許可書を交付します。

12 使用料の納付方法

許可決定後、指定の期限までに市の発行する納入通知書により納付をしていただきます。

13 取替え、補充等

掲出中の広告物が汚損、損傷、滅失等の事由により掲出することが不適当若しくは不能となり、又はそのおそれのある場合は、取替え、補充等をしていただきます。

14 許可の取り消し等

- (1) 掲出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消す場合があります。
 - (ア) 許可の条件と異なる広告物の掲出を行った場合
 - (イ) 使用料を滞納した場合
 - (ウ) 広告物を掲出期間中に掲出しない場合
 - (エ) 4の申請要件に規定する各号に該当する場合
 - (オ) 13の取替え、補充等に規定する広告物の取替え、補充等をしない場合
- (2) 公用又は公共用に供するため支障がある場合その他特に必要と認める場合は、広告物の掲出の許可を取り消し、又は掲出中の広告物を一時的に撤去する場合があります。

1 5 免責

安城市は、掲出中に生じた広告物の汚損、損傷、滅失等による損害については、その責めを負わないものとします。

1 6 広告物の内容変更

掲出期間内において、広告物の意匠又は図案を変更しようとするときは、三河安城駅連絡通路広告物意匠、図案等変更申込書に変更後の広告物の意匠、図案その他関係書類を添えて、提出してください。

審査の結果、広告物の意匠、図案等の変更を適当と認めるときは、三河安城駅連絡通路広告物意匠、図案等変更許可書を掲出者に交付します。

1 7 広告物の撤去

(1) 掲出者は、許可の期間が満了したとき又は許可が取消しになったときは、広告物を直ちに撤去していただきます。

(2) 掲出者は、掲出者の都合により許可の期間内に広告物を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の1月前までに、その旨を安城市に届け出をしていただきます。

1 8 原状回復

掲出者は、掲出した広告物を撤去したときは、当該掲出箇所を原状に復旧していただきます。

1 9 その他

その他広告物の掲出に関し、必要な事項は安城市が別に定めます。